

## 介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする 介護事業者様へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、平成26年7月1日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。これに伴い、以下のとおりの取り扱いといたします。

### 【生活保護法の指定介護機関としての指定を必要とする場合】

長野市長に対する生活保護法の指定介護機関としての指定申請は不要です（介護保険法による指定を受けた日が平成26年6月30日以前の場合は、新規での指定申請が必要です）。

ただし、特に長野市外の事業所様においては、別紙1の「指定介護機関登録票」に加えて、介護機関の指定通知書（生活保護法上または介護保険法上）の写しを添えてご提出ください。

※ 介護保険法上の指定通知書は、指定有効期間が設けられています。指定通知書の指定有効期間が満了している場合は、期間が有効な更新通知書まで写しをご用意ください。

※ 保険薬局については、厚生局長から通知された保険薬局 指定通知書の写しをご用意ください。

### 【生活保護法の指定介護機関としての指定を不要とする場合】

別紙2の申出書について必要事項を記載のうえ、生活支援課にご提出ください。

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

お問い合わせ先  
長野市役所生活支援課

電話 026-224-7529

Fax 026-224-8377